

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（329））
2. 日時：令和2年6月2日 16時00分～18時50分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、熊谷管理官補佐、
宇田川主任安全審査官、千明主任安全審査官、服部主任安全審査官※、
羽場崎主任安全審査官、日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社 山田執行役員 電源事業本部 部長（電源土木） 他
18名 ※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「4条 地震による損傷の防止」及び「5条 津波による損傷の防止」について、4月28日及び5月28日提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【地下水位の設定】

- 既設のドレーンは管路が砕石及び土砂で閉塞された状態とすることについて、適切に説明すること。
- D級岩盤の透水係数の設定方法を詳細に説明すること。また、D級岩盤の分布状況を説明すること。
- 詳細設計段階で設定する設計用地下水位について、安全余裕の考え方及び保守的な設定方針を整理して説明すること。
- 観測孔における地下水位の経時変化について、観測孔の周辺状況が地下水位の上昇要因と考えているのであれば、その要因を解析モデルにどのように反映させる方針か説明すること。
- 既設のサブドレーンピットが地震時に損傷した場合の波及的影響について説明すること。
- 既設と新設の地下水位低下設備の関係については、資料の前段に前提条件として整理して説明すること。

【入力津波の設定プロセス及び結果の妥当性】

- 設定位置における水位及び許容津波高さについては、算出される数値の切り上げ等の処理の考え方を踏まえて説明すること。
- 検潮記録に緩やかな上昇傾向が認められる要因について、地球温暖化に関する文献調査を踏まえ、中国電力の考えを明確に説明すること。
- 気象庁潮位観測地点「境」の観測記録について、基準点補正が行われているか確認し説明すること。
- 地殻変動を考慮した管路計算について、隆起分の水位を引き下げた条件の計算と初期条件として考慮した計算があることを示した上で、計算条件が明確となるように説明すること。
- 港湾内の局所的な海面の励起について、湾内外における振幅に大きな差異はないとする理由とその根拠を充実させて説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし